

鶴岡市正社員化促進事業奨励金支給要綱

平成30年4月1日告示第189号
平成31年4月1日告示第152号
令和2年4月1日告示第232号
改正 令和3年4月1日告示第160号

(趣旨)

第1条 この告示は、若者の長期の雇用安定を図るとともに、優秀な人材の確保・定着を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省第3号。以下「規則」という。）に規定する転換等を実施した事業主に厚生労働省がキャリアアップ助成金（正社員化コース）（以下「国助成金」という。）を支給した場合に、市が正社員化促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「正社員」とは、次の全てを満たす労働者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
 - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。
 - エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。
 - オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇（以下「正社員待遇」という。）が適用されている労働者であること。
- (2) 「多様な正社員」とは、次のいずれかを満たす労働者をいう。
 - ア 勤務地限定正社員 勤務地が、同一の事業主に雇用される正社員の勤務地に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。この場合において、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであること。
 - イ 職務限定正社員 職務が同一の事業主に雇用される正社員の職務に比べ限定されている労働者であって、前号ウを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ウ 短時間正社員 次のいずれかのコースに該当する短時間労働者であって、前号エを除く同号の要件のいずれにも該当する者をいう。
 - (ア) 1日の所定労働時間を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1

時間以上短縮するものであること。

- (イ) 週、月又は年の所定労働時間を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するものであること。
- (ウ) 週、月又は年の所定労働日数を短縮するコース 同一の事業主に雇用される正社員の1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するものであること。
- (3) 「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。）のうち、正社員、多様な正社員以外のものをいう。
- (4) 「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）をいう。
- (5) 「非正規雇用労働者等」とは、次の各号のいずれかを満たす労働者をいう。
 - ア 無期雇用労働者
 - イ 有期雇用労働者
- (6) 「有期→正規」とは、有期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び有期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (7) 「無期→正規」とは、無期雇用労働者から正社員又は多様な正社員への転換及び無期雇用の派遣労働者を正社員へ直接雇用した場合をいう。
- (8) 「転換等」とは、「有期→正規」又は「無期→正規」のことをいう。
- (9) 「中小企業事業主」とは、国助成金の区分による。
- (10) 「小規模事業主」とは、国助成金において企業規模が中小企業事業主とされ、支給対象事業主の業種分類が「製造業その他」で企業全体の常時雇用する労働者数が20人以下又は業種分類が「商業・サービス業」で常時雇用する労働者数が5人以下である事業主をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主（以下「支給対象事業主」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に雇用保険適用事業所がある中小企業事業主であること。
- (2) 当該年度の4月1日以降に支給対象労働者の転換等を実施し、支給対象労働者に係る国助成金のうち、「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分について、山形労働局長から支給決定を受けていること。

(支給対象労働者)

第4条 奨励金の支給対象とする労働者（以下「支給対象労働者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 国助成金の「有期→正規」及び「無期→正規」のいずれかの区分を実施された労働者であること。

- (2) 転換等された日において、50歳未満であること。
- (3) 転換等された日において、市内の事業所で勤務する労働者であること。
- (4) 転換等された日において、市内に住所があること。

(資格要件)

第5条 次の各号に掲げる者は、奨励金の申請をすることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(支給金額)

第6条 転換等の区分に応じ、支給対象労働者1人当たり、下表に定める金額を支給する。

区分	小規模事業主	中小企業事業主
有期→正規	200,000円	150,000円
無期→正規	100,000円	75,000円

(転換等実施報告)

第7条 奨励金の支給を受けようとする事業主（以下「申請事業主」という。）は、支給対象労働者の転換等を実施してから60日以内に市長に転換等実施報告書（様式第1号）を提出するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、転換等実施報告書以外の書類の提出を申請事業主に求めることができる。

(支給の申請)

第8条 申請事業主は、山形労働局長にキャリアアップ助成金支給申請書を提出し、山形労働局長が支給決定した日から30日以内に市長に鶴岡市正社員化促進事業奨励金支給申請書（様式第2号）（以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 国助成金支給申請書の写し（鶴岡公共職業安定所の受付印があるもの）
- (2) 国助成金支給決定通知書の写し

- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要とする書類

（支給の決定等）

第9条 市長は、支給申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、支給又は不支給の決定を行い、事業主に通知するものとする。

2 市長は、奨励金の支給を決定した日から30日以内に、奨励金を支給するものとする。

（支給決定の取消し等に係る報告）

第10条 奨励金の支給を受けた事業主は、国助成金の支給決定取消しや返還命令があった場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（支給決定の取消し）

第11条 市長は、奨励金の支給を受けた事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国助成金の支給決定取消しや返還命令があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に違反する行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により奨励金の支給を受けたとき。
- (3) 第2条から第5条までの要件を満たさないことが判明したとき。

（奨励金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業主に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（不正受給した場合の措置）

第13条 事業主が不正受給を行った場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 不正受給が判明した日以降、奨励金は支給しない。
- (2) 当該不正受給を行った事業主の名称、所在地及び不正の内容を山形労働局等関係機関に情報提供するものとする。

（奨励金の経理等）

第14条 奨励金の支給を受けた事業主は、奨励金に係る収支に関する帳簿その他の関係書類を奨励金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（調査）

第15条 市長は、奨励金の支給を受けた事業主に対して、支給対象労働者の雇用状況等に関し、調査を行うことができる。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第 8 条の規定は、この告示の施行の日以後にされた支給対象労働者の転換等の実績報告に係る支給の申請について適用し、同日前にされた支給対象労働者の転換等の実績報告に係る支給の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。